

社会福祉法人しいの木会 虐待防止・身体拘束等適正化委員会規程

(委員会の目的)

第1条 虐待防止・身体拘束等適正化委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的および適時、委員会を開催し、虐待の防止・身体拘束等適正化に努めることを目的とする。

(対象とする虐待)

第2条 この規定において、「虐待」とは、法人職員がその支援する利用者に対し、次に掲げる行為をいう。

- (1) 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
※やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束等の適正化の指針に従うこと。
- (2) 利用者にいせつな行為をすること又は利用者をしていせつな行為をさせること。
- (3) 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の利用者による、(1)～(3)に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- (5) 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(委員会委員の選出)

第3条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、虐待防止責任者とする。
- (2) その他の委員は別表のとおりとする。
- (3) 委員には、必要ある場合に法人役員、苦情解決第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第4条 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、委員長が招集し開催する。
ただし、他の委員が開催を委員長に要請した場合には、委員長は開催

可否を検討し、必要があると認められる場合には、速やかに委員会を開催しなければならない。

- (2) 委員会は、年1回（毎年4月）定時委員会を開催する。
- (3) 虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた時。
- (4) 法人事業所内で虐待事例・身体拘束等が発生した時。

上記の他、委員会開催の必要があると認められる時は、委員会を開催する。

(委員会の責務)

第5条

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止・身体拘束等適正意識の向上や知識を周知し、虐待や身体拘束等のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待・虐待につながるような支援及び身体拘束等が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- (4) 委員会は、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、法人内で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。
- (5) この規程の改定は、委員会にて協議し定めるものとする。

(委員会の職務)

第6条 委員会は次のとおり実施する。

- (1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」の結果による調査を、必要あるごとに実施する。
- (4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
- (5) 虐待防止・身体拘束等適正化に係る研修を年1回以上行うこととする。
- (6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の

見直し等を行うこととする。

(委員会の委員) 別表添付

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表

虐待防止・身体拘束等適正化委員会

	役 職
委員長	理事長（虐待防止責任者）
委員	シーモック施設長
委員	グループホーム施設長
委員	サービス管理責任者（虐待防止受付担当者）
委員	シーモック相談支援センター施設長